

ASIAGAP 審査員登録要件に関する補足事項

2019 年 6 月 3 日に ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2（以下、「Ver.2.2」という）が発行されました。これにより、2019 年 7 月 31 日までは ASIAGAP 総合規則 改定第 1 版（以下、「改定第 1 版」という）に基づき、2019 年 8 月 1 日からは Ver.2.2 に基づき運用をしなければなりません。

この改定により、改定第 1 版で使用している用語「生産工程カテゴリー」について Ver.2.2 では GFSI がベンチマーク要求事項で使用している用語「セクター」を採用することにしたため、11.1.1 審査員の種類、11.1.3 審査員の登録要件および 11.1.7 上級審査員、審査員、審査員補の拡大について、不明瞭になったと受け止められることを予防する目的で本補足事項を下記に示します。

記

1. 11.1.1 について

改定第 1 版では「ASIAGAP 審査員には下記の種類がある。ただし、農場の審査は登録した生産工程カテゴリー（本規則 6.2(3)参照）に限る。」と規定している。

Ver.2.2 では「ASIAGAP 審査員には下記の種類がある。審査員は、登録したセクター（本規則 6.2(3)参照）の審査を行うことができる。」と規定している。

上記については、以下のように整理する。

審査員が審査をできる範囲は、農産物の分類（青果物・茶・穀物）と栽培・収穫工程・農産物取扱い工程を組合せた登録による。

表 審査登録の範囲

生産工程 \ 農産物の分類		BI		BII
		青果物	茶	穀物
BI または BII	栽培工程	栽培	栽培	栽培
	収穫工程	収穫	摘採	収穫
D	農産物取扱い工程	取扱い	取扱い	取扱い

2. 11.1.3(2) (改定第1版) および 11.1.3(3) (Ver.2.2) について

審査員登録の要件の1つとして、改定第1版では「審査員または上級審査員の立会いのもとで行われた個別審査または団体審査における農場の審査範囲毎に5件以上の審査かつ審査日数10日以上の実施記録」を求めている。

Ver.2.2では「登録申請するセクターの個別認証または団体認証における農場の5件以上の審査かつ審査日数10日以上を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持」を求めている。

上記については、以下のように整理する。

(1) 青果物の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査のみ5件10日以上の上会評価を受け良好と認められた場合、青果物の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。

同様に、茶または穀物のみの栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査5件10日以上の上会評価を受け良好と認められた場合、茶の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査員または穀物の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。

(2) 青果物、茶の栽培・収穫工程(BI)および農産物取扱い工程(D)の審査を組み合わせ、5件10日以上の上会評価を受け良好と認められた場合、初回登録に限っては、青果物の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程ならびに茶の栽培・収穫工程および農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。

(3) 農産物取扱い工程(D)のない農場の5件10日以上の上会評価では、農産物取扱い工程(D)の登録をすることはできない。

3. 11.1.7(1)について

上級審査員および審査員が新たな農産物の分類(青果物、茶または穀物)の審査員登録の追加を希望する場合、拡大登録を希望する者は次の(1)および(2)を満たさなければならない。

(1) 新たな分類に登録するための認証機関による教育・訓練プログラムの受講

(2) 新たな分類での最低1回の審査の上会評価および良好な評価を受けた記録の日本GAP協会への提出

以上